

審 査 基 準

令和6年9月2日作成

法 令 名	確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 例	第10条第5項
処 分 の 概 要	認定書の再交付
原権者（委託先）	公安委員会
法 令 の 定 め	<u>前条第2項の規定</u>は、前項の認定書の交付を受けた者について準用する。 ※ 第9条 2 修了証明書の交付を受けた者は、当該修了証明書を亡失し、又は当該修了証明書が滅失したときは、次に掲げる事項を記載した再交付申請書を当該修了証明書を交付した公安委員会に提出して、その再交付を受けることができる。 1 本籍、住所、氏名及び生年月日 2 修了証明書の番号及び交付年月日 3 再交付を申請する事由
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	14日以内
申 請 先	警察本部交通部交通指導課
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課駐車管理係（048-832-0110）
備 考	